

5月

奈良県交通指導取締り情報



5月は『全国自転車月間』です。自転車利用者に対する指導取締りを推進します。

警察署等	5月の取締り重点
高速隊	京奈和自動車道（五條道路、大和御所道路（御所区間））において可搬式オービスによる速度取締りを推進します。
奈良	通学路や生活道路を中心に可搬式オービスによる速度取締りを推進します。
奈良西	自転車利用者に対する指導取締りを推進します。
生駒	通学路や生活道路を中心に可搬式オービスによる速度取締りを推進します。
郡山	自転車利用者に対する指導取締りを推進します。
西和	自転車利用者に対する指導取締りを推進します。
天理	自転車利用者に対する指導取締りを推進します。
桜井	山間部を中心とした速度取締りを推進します。
橿原	自転車利用者に対する指導取締り及び横断歩行者妨害等取締りを推進します。
高田	自転車利用者に対する指導取締りを推進します。
香芝	自転車利用者に対する指導取締り及び横断歩行者妨害等取締りを推進します。
五條	山間部を中心とした速度取締りを推進します。
吉野	山間部を中心とした速度取締りを推進します。

※取締り重点以外も常時取締りを行っています。

## 新 自転車安全利用五則

2022年11月～変わりました  
～自転車は「車両」です～

### ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



自転車が通行するところ

自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければいけません。

【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【歩道を通行できる場合】

- ・「普通自転車歩道通行可」の道路標識があるとき
- ・13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転するとき
- ・道路工事、路上駐車などで車道の左側を通行することが困難なときなど



歩道は歩行者優先です！歩道の中央から車道寄りを徐行しよう！



### ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

道路を通行する際は、信号機に従いましょう。

【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等



一時停止標識のある場所などでは、必ず止まって右左右の安全確認をしましょう。

【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等



### ③ 夜間はライトを点灯

無灯火は、車から自転車が見えにくくなるのでとても危険です。夜間は、必ずライトを点灯しましょう。

【罰則】5万円以下の罰金



### ④ 飲酒運転は禁止

自動車と同じく、自転車も絶対にお酒を飲んで運転してはいけません。

【罰則】5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等（酒に酔った状態で運転した場合）



### ⑤ ヘルメットを着用

自転車事故で約6割の方が頭部に致命傷を負っています。自転車に乗用するときは、全ての世代でヘルメットを着用しましょう。



自転車に乗るときは「プラス+ヘルメット」



令和5年4月1日から、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務と課されます。

